

令和7年度 就学援助のお知らせ

北区教育委員会

北区では、お子さまが元気で健やかな学校生活を送れるよう、ご家庭の経済的な事情に応じて学習に必要な費用の一部を援助しています。就学援助の審査を希望する方は、このお知らせをお読みいただき、2ページ「2 就学援助の申請手続き」(1)のとおりお申し込みください。

※ 昨年度まで、希望の有無に関わらずご申請いただいておりますが、今年度より、希望する方のみご申請ください。

1 就学援助を受けることができる方

北区内にお住まいで国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部、中学部)の児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 現在、生活保護を受けている方
- (2) 認定日において、児童扶養手当を受けている方(児童手当とは異なります)
- (3) 生計を共にする世帯全員の総所得金額が基準額未満の方
- (4) 特別の事情により援助を希望する方で、教育委員会が必要と認めた方

※ DV等やむを得ない事由により北区に住民登録がない方も対象となります。

※ 私立学校は対象外となります。

※ 児童生徒が措置費を支給されている施設に入所している場合や、都の里親制度を受けている場合等は対象外となります。

【認定基準額(目安)】

以下、小学校は義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。中学校は義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部を含む。

世 帯 構 成		世帯全員の年間収入額 (給与収入の方)	世帯全員の総所得金額 (R6.1.1~R6.12.31)
2人	親(33歳)子(小1)	約457万円	約311万円
3人	親(37歳・32歳)子(小1)	約499万円	約345万円
4人	親(40歳・34歳)子(中1・小3)	約592万円	約419万円
5人	親(50歳・45歳)子(高2・中3・小4)	約642万円	約459万円
6人	親(42歳・35歳)子(中1・小3)祖父母(70歳・65歳)	約689万円	約500万円

※ この表はあくまでも目安となります。家族構成や世帯員の年齢等により基準額が異なります。所得に関わらず申請することは可能ですので、該当か分からない場合は申請することをおすすめします。

※「総所得金額」とは、

- ① 給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄から10万円を控除した金額になります。
- ② 事業所得の方は、年間収入額から必要経費等を差し引いた金額になります。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
千	円	千	円	千	円	千	円

「給与所得控除後の金額」から10万円を控除した金額

令和 年分 給与所得の源泉徴収票 (受給者番号)

支払金額 千円 円

給与所得控除後の金額 (調整控除後) 千円 円

所得控除の額の合計額 千円 円

源泉徴収税額 千円 円

(源泉) 控除対象配偶者の有無等 控除の額 配偶者(特別) 控除の額

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 特定 老人 その他

16歳未満扶養親族の数

障害者の数 (本人を除く) 特別 その他

その他居住者である親族の数

2 就学援助の申請手続き

(1) 申請方法について

電子申請 (LoGoフォーム) または郵送、窓口にて受け付けています。

**電子申請を
おすすめしています**

電子申請、郵送での申請方法については、北区ホームページ「就学援助」をご確認ください。

電子申請、郵送での申請が難しい場合は、ご本人確認書類・通帳もしくはキャッシュカードをご持参いただき、学校支援課学事係の窓口までお越しください。

※ 学校での受付は行いません。

【申請期限】 令和7年4月30日(水)

※期限までに提出がない場合は、4月からの認定とならない場合があります。

※**上記の期限後、年度途中でも随時申請することは可能です。**年度途中の申請の場合には、申請した月から対象となります。



北区ホームページ
「就学援助」



電子申請
LoGo フォーム

※ **令和6年度に認定された方や新小学校1年生で入学前に申請をした方も、新たに申請が必要です。**
なお、制度の変更により令和7年度就学援助で認定となった方は、令和8年度以降は中学校を卒業するまで自動的に審査の対象になります。ただし、否認定や年度途中で認定取消となった方で、次年度以降も申請を希望する場合、再度申請が必要となります。

※ 申請書は、教育委員会が必要と認める場合には就学援助費の受領及びその目的に従って処理する一切の権限を校長に委任する委任状を兼ねています(滞納等を理由に振込先を申請者の口座から校長口座に変更する委任状を兼ねています)。

※ **特別支援学校**の方は、東京都の就学奨励事業の制度が優先されます。在籍学校を通じての申請も必ず行ってください。その他、都立学校の援助制度がある場合は、そちらが優先されます。

※ 北区以外にお住まいの方は、居住地の教育委員会へお問い合わせください。

※ 申請内容について、学校や教育委員会から問い合わせをする場合があります。

(2) 申請に伴う所得の確認について

① 令和7年1月1日現在、北区に住民登録がある方

教育委員会が所得の確認調査を行いますので、所得確認書類の提出は不要です。令和6年分(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の所得の申告(同一世帯で控除対象配偶者・扶養親族以外の方全員)を行ってください。所得がなかった方も申告が必要となります。北区役所税務課で所得がなかった旨の申告をしてください。

② 令和7年1月1日現在、北区以外に住民登録があった方

「令和7年度市区町村民税の課税(非課税)証明書」の提出が必要となります(令和7年6月初旬から、1月1日現在住所地の税務担当課で発行しています)。該当者には後日通知を送付します。

※ 証明書に所得金額と被扶養者等が掲載されていることをご確認ください。

※ 提出がない場合は、審査ができず「否認定」となる場合があります。

マイナンバーの利用について

課税（非課税）証明書の提出が必要な方で、マイナンバーの利用を希望される場合は、別途「マイナンバー利用申請書」を提出することで、証明書の提出を省略することができます。

「マイナンバー利用申請書」は、前ページQRコードより北区ホームページ「就学援助」からダウンロード可能です（こちらから郵送することも可能です）。

3 認定結果及び支給について

- (1) 認定結果は、6月下旬頃に児童生徒の住民登録地の世帯主宛てに郵送でお知らせします。また、在籍する学校へも認定結果を通知します。
- (2) 援助費の支給は、原則として、北区立学校に在籍している場合は年5回の支給日、北区立以外の学校に在籍している場合は年1回3月に申請者の指定口座へ振込みます。ただし、学校への支払いに滞納がある場合は、直接、校長口座へ振込む場合があります。
- ※ 振込口座として指定した口座の変更を希望する場合は、お手続きが必要となりますので、7ページ「Q&A」のNo.13・14をご確認ください。
- ※ 認定後に世帯状況の変更があった場合は、再申請が必要となる場合があります。再審査中は、援助費の支給が一旦停止になる場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 所得超過で否認定となった場合でも、その後に世帯状況や前年中の所得額に変更があった場合は再申請することができます（例：離婚や所得修正など）。ただし、認定された場合の援助費の支給は再申請した月からとなります。

4 就学援助の支給内容

○学校給食費 ○学用品等購入費 ○新入学学用品等購入費 ○校外活動費（移動教室等） ○通学費
○クラブ活動費 ○体育実技用具費 ○オンライン学習通信費 ○学校生活管理指導表文書作成費
●夏季施設参加費 ●修学旅行費 ●卒業アルバム購入費 ●医療費 など

- ※ 生活保護を受けている方は、○印の費目は生活福祉課から支給されるため、●印の費目のみ就学援助での支給対象となります。
- ※ 北区立学校では学校給食費の完全無償化を実施しているため、原則就学援助費からの学校給食費の支給はありません。
- ※ 新入学学用品等購入費は、入学前に支給を受けた方には支給されません（中学校の新入学学用品等購入費は、小学校6年生で認定を受けている国公立進学予定の方に、3月に入学前支給をしています）。
- ※ 医療費は、「北区子ども医療費助成制度」が適用されない方のみ支給される場合があります。
- ※ 認定された場合でも全ての費目が支給されるとは限りません。支給時期や支給金額の詳細は、認定された方に通知する「支給金額内訳」をご確認ください。

5 その他

主たる生計維持者の生活状況の急変等（長期入院、会社都合による失業、倒産、罹災等）の特別の事由により、前年の所得以外での申請を希望される方は、教育委員会までご相談ください。

<世帯員の取扱いについて>

就学援助の申請世帯は、**原則、住民票上の世帯員のみ（児童生徒を含む世帯）**となりますが、下記の場合は世帯に含めて審査を行います。

（例外１）保護者が仕事・介護等の理由で別住所に住民登録をしている場合

世帯に含めて審査を行います。なお、該当する保護者と同世帯の方がいる場合はその方も世帯に含めて審査を行います。

別世帯の保護者が区外在住の場合は、住民票（世帯全員が記載されているもの）と所得を証明する書類（２－（２）－②を参照）の提出が必要となります。

（例外２）保護者が住民票上同住所別世帯となっている場合（世帯分離など）

世帯に含めて審査を行います。

（例外３）保護者以外が住民票上同住所別世帯となっている場合（同居の祖父母など）

保護者が同住所別世帯の方を、「税法上」扶養している場合に限り、同一世帯に含めることができます。申請書に扶養していない方が記入されている場合は、世帯から除いて審査します。

（例外３の例）

北区王子1-2-3〇〇方	
父	
母	
本人	

北区王子1-2-3	
祖父	
祖母	

この場合、原則は３人世帯（父・母・本人）での申請になりますが、父又は母が祖父母を扶養している場合に限り、５人世帯で申請することができます。

（例外４）事情により、保護者と児童生徒が別世帯となっている場合

原則、保護者を含めた世帯で申請してください。この場合の申請者及び援助費の受け取りは保護者となります。ただし、児童生徒のいる世帯と保護者の世帯の生計が別である場合は、児童生徒のいる世帯で申請してください。この場合の申請者及び援助費の受け取りは、児童生徒のいる世帯の方となります。

別世帯の保護者が区外在住の場合は、住民票（世帯全員が記載されているもの）と所得を証明する書類（２－（２）－②を参照）の提出が必要となります。

（例外４の例）

〇〇区〇〇1-1-1	
父	
母	
兄	

北区王子1-2-3	
祖父	
祖母	
本人	

この場合、原則は６人世帯（父・母・兄・本人・祖父・祖母）での申請になり、申請者及び援助費の受け取りは、父又は母となります。

父母と生計が別である場合には、祖父又は祖母を申請者（及び援助費の受取人）として、３人世帯（祖父・祖母・本人）で申請してください。

※ 父・母・本人の３人世帯で申請することはできません。

※ ６人世帯で申請した場合でも、通知等の送付先は本人（児童生徒）の住民登録地の世帯主宛てとなりますので、ご注意ください。

- ① 電子での申請を希望する方は、右記QRコードを読み取りLoGoフォーム画面に進んでください。QRコードの読み取りができない場合は、北区ホームページ「就学援助」に添付しているリンクからお進みください。



電子申請
LoGoフォーム

- ② LoGoフォームに進むと下記画面が表示されます。
ログインして入力画面に進んでください。

※就学援助の申請には、ログインが必要です。

- ・アカウントを既にお持ちの方は、**ログイン**してお進みください。
 - ・アカウントの作成がお済みでない方は、**新規アカウント登録**からアカウントの作成をお願いします。作成の際は、申請する保護者の方のお名前で登録してください。
- ③ ログイン後は入力画面から必要事項を入力してください。
※申請者（保護者）情報は自動で入力されます。
- ④ 入力後は、**確認画面へ進み**入力内容の確認をお願いします。
- ⑤ 内容の確認を終えたら、**送信**ボタンを押し申請を完了してください。

＜申請完了画面＞

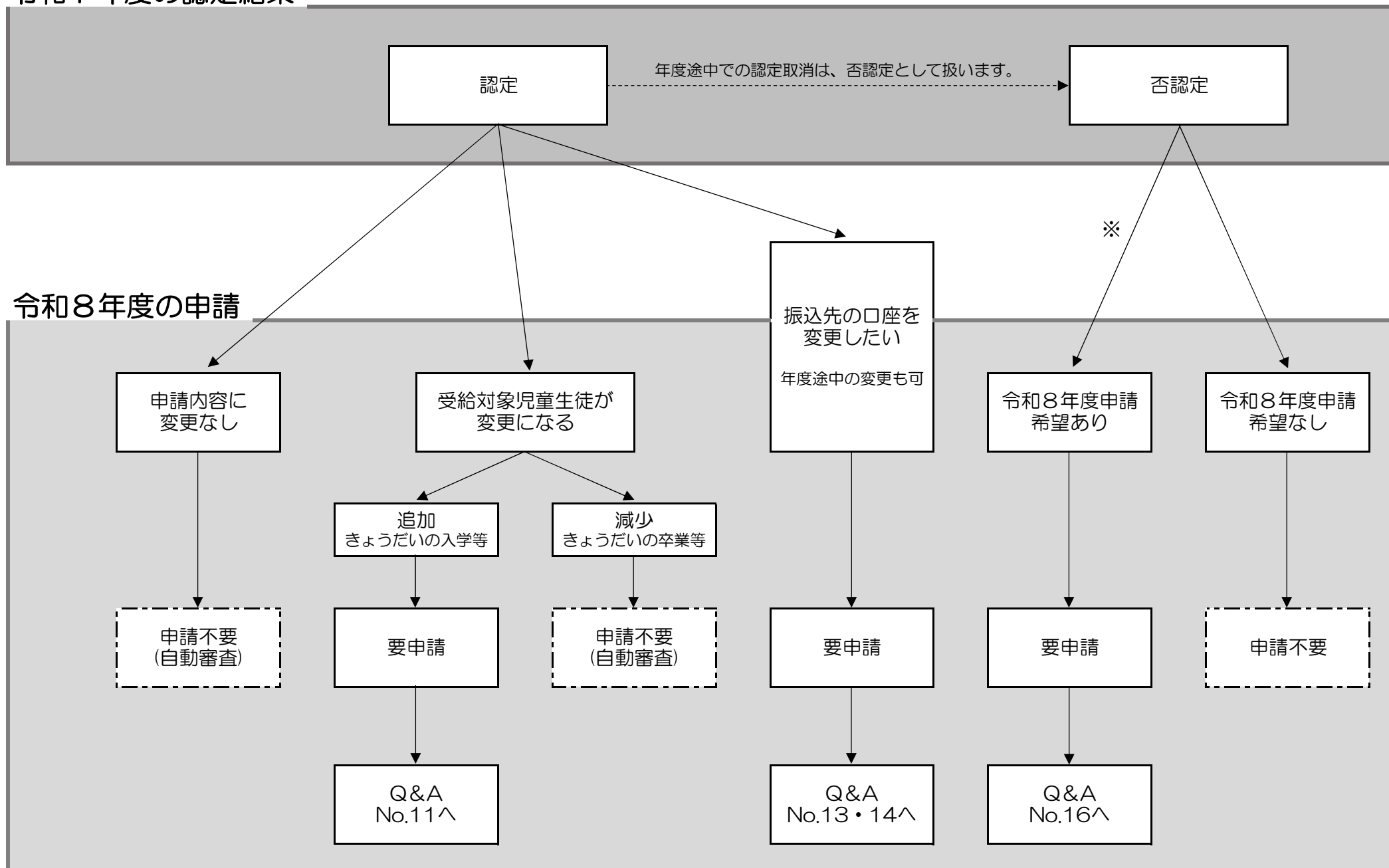
申請が完了すると入力したメールアドレスに送信完了メールが届きます。
大切に保管しておいてください。

- ⑥ 認定結果は、６月下旬頃に児童生徒の住民登録地の世帯主あてに郵送でお知らせします。
※年度途中の申請の場合、認定結果の通知まで１～２ヶ月程度かかります。

【翌年度以降の申請について（フローチャート）】

令和7年度の認定結果

※ 一度否認定となった場合でも、世帯状況の変更や所得修正があった場合は年度内でも再申請が可能です。詳しくは、Q&Aをご参照ください。



【Q&A】

	質 問	令和7年度 認定結果	No.	回 答
申 請	世帯は、いつ時点の世帯状況で審査を行っているか。		1	年度当初（4月）に申請された場合は、原則、中学校の入学式の翌日（令和7年4月9日）時点の世帯状況で審査を行っています。 年度途中で申請した場合は、申請日時点での世帯状況で審査を行います。 その後認定となった世帯については、毎月住民票や学籍の異動情報を参照し、就学援助の再審査を行います。
世 帯 状 況 の 変 更	世帯員全員で北区内で転居し子どもの転校が決定した。	認定	2	区内転居の場合、認定を受けた年度の就学援助が継続されるため、再申請は必要ありません。 なお、北区教育委員会から転校先の学校へ認定結果をお知らせします。
	住民票の世帯員が減った。 例：社会人の兄のみが北区外に転出	認定	3	毎月住民票や学籍の異動情報を参照し、就学援助の再審査を行っているため、再申請は必要ありません。 なお、世帯員の一部転出により、申請世帯全員の総所得金額が認定基準額を上回った場合、認定が取消となる可能性がありますのでご承知おきください。
		否認定	4	世帯に含めずに再申請を行うことができます。 再申請を希望する場合は「新規申請フォーム」より、再申請を行ってください。 なお、世帯員が1人減ると認定基準額も減額となります。
	住民票の世帯員が増えた。 ・子どもが生まれた ・北区外又は北区内の別住所から世帯員が一部転入した 例：他県から祖父母が転入	認定	5	出生又は前年12月末時点で16歳（高校2年生）未満の世帯員が転入した場合は、再申請は必要ありません。 前年12月末時点で16歳（高校2年生）以上の世帯員が転入した場合は、再申請が必要となります。「変更申請フォーム」より、世帯員の追加を行ってください。 また、北区外からの転入の場合、再申請の所得審査にあたって令和7年1月1日時点で住民登録があった自治体の課税証明書の提出が必要になります（転入者が被扶養者の場合を除く）。「変更申請フォーム」より、課税証明書の写真をアップロードしてください。
		否認定	6	世帯員が1人増えると認定基準額も増額となります。そのため、再申請をすることで認定結果が否認定から認定に変更となる場合があります。 再申請を希望する場合は「新規申請フォーム」より、再申請を行ってください。ただし、認定された場合の援助費の支給は再申請した月からとなります。
	保護者が結婚した。	認定	7	原則、保護者は世帯に含めて審査を行うため、再申請が必要となります。 「変更申請フォーム」より世帯員の追加を行ってください。 また、新たにご家族になられた方が北区外からの転入の場合、再申請の所得審査にあたって令和7年1月1日時点で住民登録があった自治体の課税証明書が必要になります（転入者が被扶養者の場合を除く）。「変更申請フォーム」より、課税証明書の写真をアップロードしてください。
		否認定	8	世帯員が1人増えると認定基準額も増額となります。そのため、再申請をすることで認定結果が否認定から認定に変更となる場合があります。 再申請を希望する場合は「新規申請フォーム」より、再申請を行ってください。ただし、認定された場合の援助費の支給は再申請した月からとなります。
	保護者が離婚した。	認定	9	申請者（援助費受取人）が変更になる場合は、再申請が必要となります。 「新規申請フォーム」より、変更後の申請者名で再申請を行ってください。 申請者（援助費受取人）が変更にならない場合は原則、再申請の必要はありません。申請手続きが必要になる場合（申請者の名字が住民票上変更になった場合など）は、当課よりご連絡いたします。 ※離婚後も同居所同世帯に住民票がある場合は、世帯に含めて審査を行います。
		否認定	10	離婚が完了し住民票が別世帯になっている場合は、世帯に含めずに再審査を行うことができます。 再審査を希望する場合は「新規申請フォーム」より、再申請を行ってください。
そ の 他	令和8年度に、下の子どもが小学校へ入学予定である。	認定	11	再申請が必要になります。 令和8年4月に「変更申請フォーム」より、受給申請児童生徒の追加を行ってください。
		否認定	12	再申請を希望する場合は、令和8年4月に「新規申請フォーム」より、再申請を行ってください。
	申請者（援助費受取人）を変更したい。	認定	13	再申請が必要となります。 「新規申請フォーム」より、変更後の申請者名で再申請を行ってください。
	申請者（援助費受取人）はそのまま、振込先口座のみを変更したい。	認定	14	「変更申請フォーム」より、口座情報の変更を行ってください。

【裏面あり】

【Q&A】

	質 問	令和7年度 認定結果	No.	回 答
そ の 他	一度否認定の結果通知が届いたが、所得修正を行ったためもう一度申請をしたい。 例：自営業のため確定申告を行っていたが、令和6年中の所得に誤りがあり、所得を減額する申告をした。	否認定	15	令和6年1月～12月中の所得が減額した場合は、再申請をすることで認定結果が否認定から認定に変更となる場合があります。 再申請を希望する場合は「 新規申請フォーム 」より、再申請を行ってください。ただし、認定された場合の援助費の支給は再申請した月からとなります。
	令和7年度の就学援助は否認定だったが、来年度もう一度申請をしたい。	否認定	16	（北区立学校） 令和8年4月に在籍校を通じて、就学援助のお知らせを配布予定です。お知らせが届いた後に「 新規申請フォーム 」より、申請を行ってください。 （北区立以外の学校） 令和8年4月に北区ホームページ「就学援助」の「 新規申請フォーム 」より、申請を行ってください。



新規
申請フォーム



変更
申請フォーム

問い合わせ先

〒114-8546 東京都北区滝野川2丁目52番10号

北区教育委員会事務局教育振興部 学校支援課学事係

（北区役所滝野川分庁舎1階5番窓口）

☎03-3908-1541 月～金曜（祝日を除く）8時30分～17時